

消費者庁「貴金属の訪問買取りに係るトラブルに対する法的措置について（案）」に関する御意見募集」に関する会長声明

消費者庁は、2011（平成23）年10月4日、「貴金属の訪問買取りに係るトラブルに対する法的措置について（案）」（以下「訪問買取規制案」という）に関するパブリックコメントの手続を開始した。

訪問買取規制案は、内閣府行政刷新会議（規制仕分け）における議論を踏まえて、同年4月8日に閣議決定された「規制・制度改革に係る方針」に基づき、同年7月1日から、消費者庁において開催された貴金属の訪問買取りに関する研究会の検討結果を元に公表されるに至ったものである。

訪問買取りは「押買い」とも呼ばれ、深刻な消費者被害をもたらす極めて悪質な行為であるが、平成22年以降これによる被害事例が激増している。訪問買取規制案中にも指摘されているが、訪問買取りに対しては、特定商取引に関する法律（以下「特定商取引法」という）や古物営業法などの現行法による対処に限界がある以上、速やかに規制法の整備が必要であることは明白である。パブリックコメントなどで寄せられた意見などを元に、真に実効性ある規制を検討の上、法整備を行うことが必須であるので、消費者庁におかれては、至急にその作業を進められるよう要望する。

ただし、訪問買取りは、あくまで、現在発生している悪質な消費者被害惹起行為の極々一例でしかない。当会が、同年7月6日付けで公表した「特定商取引法に関する法律の改正を求める意見書」（以下「当会意見書」という）にも記載したとおり、特定商取引法が、権利の販売について政令指定制を残していることにより規制の対象外となってしまう権利販売による消費者被害（カラオケ著作権、水資源の権利など）や、同法が「商品・権利の販売」「役務の提供」という文言を採用していることにより規制対象外となってしまう外貨投資被害（イラク・ディナール等）が減少するような状況は無いし、当会意見書公表後も、医療機関債被害（同年8月25日国民生活センター発表）、アフガニスタン（アフガニ）通貨投資被害（同年9月16日国民生活センター発表）など、手を変え品を変え、新たな悪質商法が発生している。

このような状況を少しでも改善するためには、当会意見書のとおり、特定商取引法について、指定権利制度の廃止や、対象取引を「有償取引」全般と

するなどの抜本的改正が不可欠である。確かに、訪問買取りによる被害発生状況は深刻であるが、上記のような権利販売による被害、通貨投資被害などの状況は、その深刻さにおいて訪問買取りのそれと変わるところは無い。

消費者庁におかれては、一刻も早く、当会意見書の述べる通りに従い、特定商取引法の改正作業に着手するよう要望を行う次第である。

2011年（平成23年）10月19日

大阪弁護士会

会長 中本和洋